

福祉活動団体への

備品購入・修繕費配分について

横浜市緑区社会福祉協議会では、地域福祉、障害福祉の推進のため、地域の皆様よりお預かりしたご寄付（預託金）を緑区内の当事者団体、地域福祉活動団体等へ配分しています

■ 申請受付期間・件数 ■

【第1回】 申請受付期間：令和6年 6月11日（火）～ 6月28日（金）

募集：3件（配分総額 15万円）予定 配分時期：令和6年8月予定

【第2回】 申請受付期間：令和6年 12月3日（火）～12月20日（金）

募集：2件（配分総額 10万円）予定 配分時期：令和7年2月予定

* 配分予定額を超える申請があった場合は、緑区社協正会員団体を優先します。

* 緑区社協正会員団体に配分予定額を超えた場合は、割り戻し等により減額することがあります。

* 寄付の状況によって配分総額が増減する場合があります。

<その他 申請要件>

1 対象団体

- ① 緑区の地域福祉の推進に寄与するボランティア・NPO等市民活動団体
- ② 緑区の障害福祉の推進に寄与する障害当事者・家族団体
- ③ 緑区内の地区社会福祉協議会
- ④ 緑区社会福祉協議会会長が必要と認めたもの

→親子サークル・単位老人クラブ・趣味のサークル等、主に自助を目的とした活動団体は対象外です
また、上記の団体であっても、過去5年以内に本事業の配分を受けている団体は対象外です

2 配分対象

事業活動や運営に必要な備品の購入や、修繕に関する整備費

3 配分金額

必要経費総額の2/3以内で5万円を限度とします。（千円未満の端数は切り捨て）

4 配分の制限

過去にこの配分金を受けた団体は、申請年度を含む5年間は申請いただけません。

5 申請及び配分の流れ

- ① 申請書を緑区社協のホームページからダウンロードしてください
(ダウンロードできない場合はお問い合わせください)
- ② 申請書にご記入後、見積書及び前年度決算書等と一緒に、下記提出先へご提出ください
- ③ 緑区社会福祉協議会 ボランティアセンター運営委員会にて審査し、配分決定します
- ④ 配分決定のお知らせと請求書をお送りしますので、請求書をご提出ください
- ⑤ 請求書提出後、配分金を振り込みます
- ⑥ 備品購入や修繕を実施してください
- ⑦ 備品購入や修繕が終了後1カ月以内に、報告書をご提出ください

→申請後提出後、必要に応じて活動内容の確認や別途書類の提出をお願いすることがあります

6 そのほか

申請は1団体1件に限ります。(事業活動費・「食」を通じた地域のつながりづくり活動費との重複申請は可能です)

7 過去5年間の配分実績 (H25より配分開始)

年度	団体名	用途	配分金
R1	NPO 法人 ながつたパオパオハウス	ホットカーペットカバー・折りたたみテーブル	25,000
	はじまりの家	居室サッシの交換・取付	27,000
	三菱さくら食事会	半月盆・ごはん茶碗(55人分)	50,000
	NPO 法人 ぷかぷか	エンジン刈払機	21,000
	(NPO) 中途障害者地域活動センター緑工房	パソコン購入費	48,000
R2	竹山地区社会福祉協議会	HP制作ソフト、モバイルモニター	50,000
	白山地区民生委員・児童委員協議会	携帯電話本体	24,000
R3	NPO 法人みどり福祉ホーム 生活介護事業所にじいろ	外置き用物置	46,000
R4	移動サービス W.Go らら・むーぶ緑	車両用マグネットステッカー	50,000
	新聞読み Zoom の会	点訳ソフト	50,000
R5	お楽しみ昼食会	テーブル(5本)	50,000

【問合せ・提出先】

横浜市緑区社会福祉協議会 善意銀行担当

住所：〒226-0019 横浜市緑区中山 2-1-1 ハーモニーみどり 1階

電話：045-931-2478 FAX：045-934-4355